

# 郷土室だより

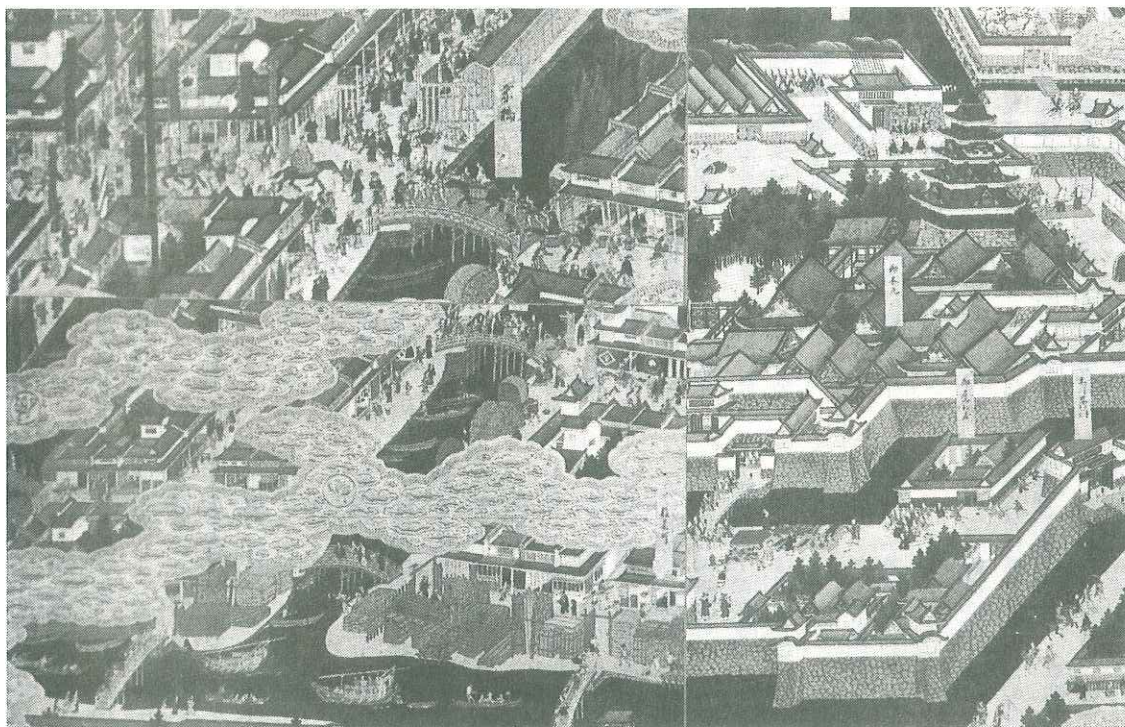
## 中央区の「みち」 (その1)

### ◇屏風絵と中央区

徳川家康が天正十八年（一五九〇年）に江戸に来てから、約七〇年近くたったころまでの江戸の様子は、たとえば佐倉にある国立歴史民族博物館にある『江戸図屏風』をはじめ、同時代の幾つかの有名な屏風絵などだろうかということができません。下の写真もその一部なのですが、多分読者諸氏も「どこそこ所蔵」の『江戸図屏風』だったタイトルはご存知なくとも、何らかの形でこうした屏風絵をごらんになっていることと思われまます。

——堂々とそびえる天守閣を中心に城郭が幾重にもめぐっています。そのまわりの大名屋敷の門は、現在の日光の陽明門によく似た姿で描かれています。その華麗さは幕府が全国の大名を動員して行った「天下普請」の成果にはかありません。

またその華麗さを生み出すために、直接活躍をした町人たちの生活の様子も、例外なくいいねいに描かれています。全国から船で物資が運ばれてきた江戸湊のにぎわい。町人たちの住む「町」の町角には白壁つくりの二〜三層の角屋敷、それに軒をつらね



『江戸図屏風』（合成）

る商家の店先には、あらゆる品物が山のように積み上げられています。

この風景にさらに活気を加えているものが、江戸湊の水辺にずらりと建てられた芝居・あやつり・音曲などの劇場であり、遊女屋や風呂屋でした（こうした屏風絵をカラーで紹介できないのが残念です。）

そしてこのような町人の活動の場としての「町」のほとんどは、多くの研究の結果、現在の中央区の範囲と一致することも、またよく知られていることとす。

#### ◇明暦の大火

ところがこのような華麗な江戸は、明暦三年（一六五七）一月一八、一九日の、いわゆる「明暦大火」またの名では「振袖火事」で、あとかたもなく焼けつくしてしまいました。焼死者は十万人（\*1〜3参照）を越えたとありますから、その被害がどんなに大きなものだったかがわかります。

\*1 この大火の記録である『むさしあふみ』(武蔵鑑)。浅井了意著。万治四年(一六六一刊)では「十万人二千百余人」。またこの時の焼死者を埋葬した本所回向院の記録では「十七万七千四十人」。

#### \*2 関東大震災

大正十二年(一九二三)の関東大

震災の東京市の人的被害は、『大正震災志』(大正十五年 内務省刊)によると「死者五万八二〇四、行方不明 一万〇五五六」。

#### \*3 東京大空襲

昭和十九〜二十年(一九四四〜五年)の被害は『東京大空襲・戦災誌』第1巻では「三月一日一日の死者は推定一〇万人」。

同書第3巻中の「東京戦争被害」では死者は「九万二七七八」。同じくこの3巻に収録されている『東京都戦災誌』の死者数「九万四二二五」という数字も並記されています。このような数字のちがいは、現場で集計する当局の調査能力がそれだけ低下していたことを物語るものでありました。

この江戸・東京の三大災禍を、それぞれの時期の人口と市街地の範囲との関係で検討してみますと、明暦時代の江戸の人口・面積がいちばん少なかったことはいうまでもありません。ということとは明暦大火の時の「死亡率」が異常に高かったことがわかります。

#### ◇放火的的の江戸

明暦大火は別名の振袖火事という名で知られているような、怪談仕立ての因果物語といった原因ではなくて、反幕派の浪人たちの組織的放火によるものでした。

この大火の前にも慶安四年(一六五一年)の將軍家光の死をチャンスにした由井正雪の「江戸火攻め作戦」や、翌年の承応元年(一六五二)の別木(戸次)庄左衛門らの「増上寺放火作戦」などが未遂事件として処理されましたが、明暦大火は三度目に成功した放火だったといえます。

もちろん当時の公文書をはじめ多くの記録には、直接放火だと書いたものはありませんが、間接的には放火を前提にしたものばかりが残っています。この大火のあとで幕府がいかに「放火の元凶」としての浪人者の取締りを厳重にしたかを証明する史料やエピソードは、それこそ山のようにあります。

明暦大火自体の記録でも火元は一八日の本郷丸山(文京区本郷五丁目)の本妙寺、一九日の伝通院表門の門前(文京区小石川三丁目辺)、夜になつての麴町五丁目(千代田区)の三カ所で、それぞれの火事は二十日の朝まで燃え続けたのです。この火事のリア

ル・タイムの資料ともいえる前出の『むさしあふみ』には、

日本橋をはじめとして江戸中にありとあらゆる橋々六十ヶ所、此のうち浅草橋と一石橋一つ、すなわち其橋もと後藤源左衛門というものの家ばかり江戸中の名残に、只一つ焼残る

と江戸中の橋が二つだけ残して全部焼け落ちたという異常なことを書いています。また火事に逃げまどう市民について、つぎのように描写します。

猛火さかになり、十町廿町をへだてて、飛び越え飛び越え、もえあがりもえあがりけるほどに、前後さらにわきまへなく、諸人にげまどいて、焰にこがされ、煙にむせび、又は大名小名の家々に(中略)飼れたる馬ども、(中略)綱をきりて、追はなし追はなしやられしかば、此馬ども人と火におどろき、逸散にかけ出し、あまたむらがりたる人の中にかげこみ……(後略)

という、延焼ではなく「飛び火」のために逃げ場を失なった人が多かったこと。さらに今でいえば広域避難所に急ぐ人々の行列の中に、何十台もの暴走自動車があつ込んだような光景が出

現したことを書きとめています。

◇防火都市計画

『むさしあぶみ』を信用した上での話ですが、いくら木橋だとはいえ現在も皇居の平河門や和田倉門にかかっていような橋が、人が逃げる間もなく一度に大部分が焼け落ちるものなのでしようか。またこうした「飛び火」の多かつたことも放火説を裏づける一つのデータだといえます。

それと同時にこのときに、焼失した初期の江戸市街は、はじめに予想していた以上に大きくなり、人口も多くなつたのにもかかわらず、大都市としての防火対策を考えに入れていなかったことが、被害を大きくしたもう一つの理由だといえます。

幕府の復興防火対策はソフトな面では放火対策が中心で、とくに浪人の徹底的な取締と、武家と町方のそれぞれ自警組織の確立や、火事見舞の制限などを打ち出しています。さらに消防組織として、すでにこの時期にのちの町火消に相当する組織がつくられました。そうしたことを制定した法令は、たとえば『御触書寛保集成』(以下『触書集成』と呼びます)などでたやすく読むことができますが、その中か

ら大火の翌年の万治元年十月に出された触書から、中央区内の消防団の活動を規定した部分を紹介しましょう。

(前略)

一日本橋より中橋のあいだ之町は、南より火事出来候ハム、中橋通りえ集り可申候、北之方より之火事に候ハム、日本橋川通え集り可申候(後略)

以下四か条にわたって各地区の消防団の、風向きによる、ソフトのやり方が定められています。つまり日本橋から「銀町土手」(現在の中央・千代田両区の区境の線)までの町は、南からの火事の時「日本橋船町、鞆町、裏河岸通」いにかえると日本橋川北岸に集り、北の神田方面からの火事の時「銀町土手」という防火土手の線に集まって火を防ぐことなどが定められています。

◇防火施設

これをハード面でみてみますと、承応四年(一六五五)三月、つまり大火の約二年前に、防火井戸に関する法令が出されています。

それは「一つの町の両側に、火の用心井戸ハツ」を掘ること。ただし両側の井戸の位置は「ふりちがへ」――

互いちがいにしろといっています。また「六〇間(約一二m)より長い町では、両側に十ずつ井戸を掘ること」。

「横町や会所(町の共有地)にも両側に井戸を二つ掘ること」。

「片町一町には井戸四つ掘ること」

「上水が来ていない町では、一つの町の両側に水溜桶八つ掘入れ、月に一度は水を入れ替え、水切れがないようにしろ」

というように細々と命令しています。この法令で確認できることは、一つの町は道路をはさんだ両側の街郭でなり立っていたこと。その町の標準的な「長さ」は六〇間だったこと。「火の用心井戸」といっても本町の井戸ではなく水道の水を汲み上げるものが主流だったこと。水道のあるなしにかかわらず江戸の街では約一四mおきに「火の用心井戸」や防火用水が道路に掘り込まれていたことなどです。

なおこの法令をはじめ、これまでに見てきたような放火対策の法令は『触書集成』の中の「火事并火之元等之部」に沢山見ることが出来ます。

こうした防火施設があったのにもかかわらず、明暦大火で高い「死亡率」を出してしまったのは、なんとといって江戸の町の道路(公道)の幅が狭か

ったことが大きな原因でした。

◇復興都市計画

そのため幕府は大火の三ヵ月後に、つぎのような法令を出しています『触書集成』「普請作事并上水道等之部」(一六三二)号、これだけは原文のまま紹介してみます。

一跡々改道は、相究候所は、道は、或京間五間或六間、日本橋通町之分ハ田舎間拾間、本町通は京間七間、庇之分取候作事仕度者は早々可仕候、前篇如相触候、本間之外、三尺之釣ひさし柱なしに可仕候、但表之下水ハぬぎにてすのふたを可仕候、御定之外、道え少も作り出申間敷事

一于今改不申、検地究不申候町は、近日罷出改可申候間、角屋之者ハ表裏之境目町中立合、隣之境究、杭を打置可申事。

一作事仕候とも長屋は不及申、裏柳居間之分も三間梁より大キニ作り申間敷事

四月

つまり明暦大火後にはじめて江戸市街の主要道路の道幅が京間で五間ないし六間幅となり、その中でもとくに江

戸のメイン・ストリートであった、日本橋通町。現在の中央通りの道幅は、田舎間一〇間つまり田舎間一間の長さは約一・八一mですから一八・八一mにひろげることが公布されました。

同じく本町通。現在も本町通り。その東端の部分はいまは横山町大通りとも呼ばれている道の道幅は、京間の七間、つまり約一三・七八mの幅にするように御触れがだされました。

注 田舎間と京間

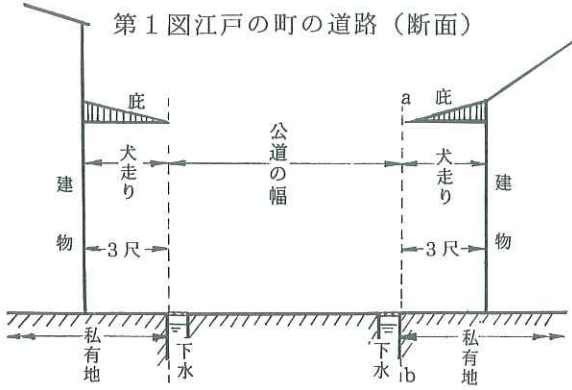
ここで田舎間と京間という二つの「長さ」を簡単に説明しますと、おおよそつぎのようなものです。  
田舎間一〇間六尺六寸六〇寸メートルになおすと一・八一八一m。  
京間一〇間六尺五寸六五寸一・九六九六m

このように長さの標準がなぜ二つ同時に存在したのか。またその意味などについては省略します。

◇江戸の道路の構造

この主要道路の拡幅命令が出されるまでの、江戸の町の道路の正確な幅は残念ながらよくわかってはいません。したがって明暦大火を機会に、それまでにくらべてどれくらい道幅が広がったのかは不明です。

このような江戸の町の最初の道幅についての疑問はさておき、この法令によつてはじめて町の中を通る公道の道幅が明らかにされたわけです。  
この法令の内容を図にしたのが第一図です。つまり一般的な町地の公道の構造は、①公道の両側の民有地から三尺(約一m)の土地を供出させ、この部分を「犬走り」と呼びました。



第1図江戸の町の道路(断面)

②「犬走り」の上いっばいに「釣ひさし」がつけられました。これは今でも主に新潟県内の豪雪地帯の町並みに見られる「雁木」と同じもので、町屋の軒から庇を長く張り出して、その下

を通路にしたものです。そしてこの法令では道路側に庇を支える柱をつけないように命じています。  
この形は現在、全国の商店街に広く見られるアーケードの原形だということもできます。

③庇の雨だれが落ちる所に公儀(幕府)が管理する下水溝がありました。民有地と公道の境いは図のa・bの線です。この線は現在の建築基準法における「建築線」の原形とも考えられます。

こうした庇や下水の状況は、例えば「江戸名所図会」の多くのさし絵によく描かれています。また「雁木」に相当する構造は、豪雪地帯に限らず、広く東西アジア一带に今もみることができます。

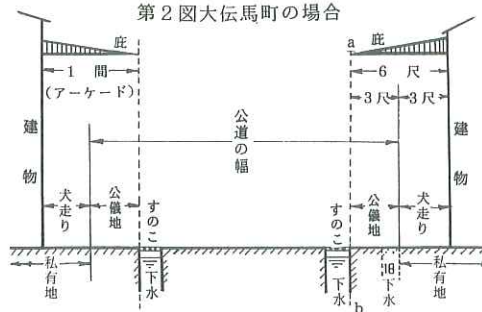
◇大伝馬町の場合

この庇の張り出し方は、中央区の「区民文化財」に指定されている「寛保沽券図」のうちの「大伝馬町図」などを見ますと、写真のように「此墨引之内古来より田舎間考間通し庇御座候。内、間半は公儀地(幕府用地)にて、間半は町並裏行(町人地の奥行)式拾間地之内にて御座候由申伝候」



とあります。つまり本町通りに面した大伝馬町のアーケードは、一般の町の倍の幅があったわけで、その道路側の半分は幕府の公共用地、半分が私有地だったのです。第二図参照。

第2図大伝馬町の場合



現存する活券図を見る限りでは、庇が老間というのは大伝馬町一〜三丁目だけで、他の町はすべて前に述べたように三尺幅の「犬走り」を私有地から削って、公共のために提供しています。もっとも庇のおかげで自分の店先が多目的に利用できるのですから、けっして損な負担ではなかったのです。

とくに大伝馬町の場合は伝馬役「公用の輸送機関としての、馬の『立て場』」が必要だったために、特例としての一間の庇地が認められたものとも考えられます。その意味で通町筋⇨東海道に面した南伝馬町（現在の京橋一〜二丁目）の活券図が確かめたいものです。

◇下水のはなし

ふたたび前に引用した法令にもどりますと、下水のことが目につきます。地形的に見た場合、江戸の都市部とくに中央区の範囲の最大の特徴は、海に面して海拔高度が三メートルたらずの場所に立地したことです。この場所は地形学の上では「日本橋台地」、歴史的には「江戸前島」と呼ばれた半島状の場所です。この範囲を現在の地名でいいますと、半島の東側は日本橋・京橋・銀座地区、西側は千代田区の手町・丸の内・有楽町・内幸町の一帯です。

半島の先端は新橋あたりでした。この低地を中心に埋立が進められ、中央区に限れば銀座の東側から築地・八丁堀・新川地区、それと佃島・石川島、明治以後は月島、晴海地区と埋立地は拡大されていきました。

月島・晴海のような近代の埋立地はさておき、約四百年前の中央区の範囲の「都市計画」の上で、いちばん優先的に考えられたことは下水の路線でした。

臨海低地や埋立地に水が乏しければ、神田・玉川上水といった水道を引けば解決できますが、その「消費」した水をうまく処理しなければ、江戸はたちまち泥の海になってしまいます。

そのため江戸の中心的道路は「江戸前島」の背骨に当たる場所を上手に選んで計画されました。現在の「中央通り」が新橋⇨京橋間、京橋⇨日本橋間、日本橋⇨筋違橋間で三つに折れて取りつけられた理由は、下水の排水のための勾配がとれるような場所を選んだためです。『寛保活券図』をみますと、この中心道路に平行する下水道、直交する下水路のみごとなネットワークが明確に読み取れます。

なお江戸のこのような下水網の直接の「先輩」は、大阪市で今も利用されている「太閤の背割下水」の考え方と

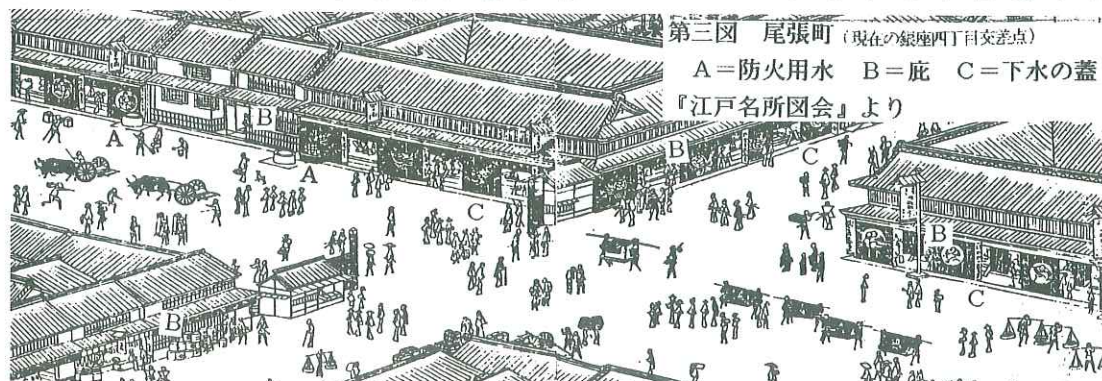
技術です。大阪は太閤——豊臣秀吉が開いた都市ですので、何でも太閤がやったことになる傾向がありますが、現存する「太閤下水」の大部分は、豊臣家が滅亡してから五年後の元和五年（一六一九）に、徳川が大阪を復興させた時につくられたものでした。それはさておきその下水の場合もわずかな勾配を利用して、上手に排水できるように工夫したものでした。

◇下水のフタ

江戸の下水は前の写真や図のとおり、庇下や街郭の周囲には幅一尺五寸（約四九・五cm）の下水路が掘られ、それが何本か合流したのが「大下水」で幅三尺。さらに場所によっては幅一間からそれ以上の下水路で海に通じていました。幅一間以上の下水路は交通路としての「舟入堀」を兼ねていたことはいうまでもありません。

つぎは庇下の下水のフタのことです。このような私有地と公道の境にある下水は「公儀下水」と呼ばれて、幕府の管理下にありました。

しかし前の原文の法令で見たように町人居住地の庇下にある公儀下水にはその町の町人が「ぬき」（貫木）で「すのこ」状のフタを「キッチリ」と



第三図 尾張町（現在の銀座四丁目交差点）

A=防火用水 B=庇 C=下水の蓋

『江戸名所図会』より

するように指示されています。

これを現在風にいかえると、店先のスペースの有効利用のために、アーケードを許可したのだから、公共下水のフタは自分たちの負担で作れという事です。

『江戸名所図会』に描かれた中央区の範囲の町をていねいに見ますと、たいていは「すのこ」ではなく、石の立派なフタが描かれています。これは商店の財力を反映したものであったでしょう。

これと同じような事が現在の区内を通る中央通りの歩道の舗装に見られます。都内の他の主要道路の舗装と比べると随分立派ですが、やはりそれは「東京の顔」としての場所柄を物語るものといえます。

#### ◇公道と私有地の境い

江戸の町の公道と私有地の関係は第一図で一般的な町の場合を、第二図でいわば特別なケースとしての大伝馬町の場合を示しました。

これはくり返すように明暦大火の復興都市計画の一つとしての、道幅拡張事業だったので、その後またたび公道の幅が改正されたり、延焼防止のための空地に広小路を作ったり廃止

したりといった、主に防火対策のための都市計画が行われました。

その場合、幕府が仮に「今度はこの地区は道幅を一間広げる」と命令したとします。その広げ方については当然命令された地区、とくに町の場合は関係町人全員が集まって相談をします。

寸法の事だけに限りますと「道幅一間広げる」の方法は、①道の片側(右側)を一間広げる。②道の片側(左側)を一間広げる。③両側の三尺ずつを広げる。と三つの方法があるわけです。

ところが「広げられる場所」は私用地なので、いくら封建時代で幕府権力が絶対だった時代でも、おそれと話がまとまりません。

道路拡張の場所が武家地(大名・旗本の邸宅地)や寺社地の場合、本来は全部幕府のもので現在という地上権または使用権だけを認められていただけでしたから、命令一本で簡単に処理できました。

しかし町人地の場合、それぞれが金で買ったものが大部分でしたから余計に大変でした。

そのうえさらに問題を複雑にする事情がありました。それは現在の国税・都税・区税に相当する「税金」の仕組みでした。「税金」はすべて地主が負担したのですが、その課税方法や納税

方法は「町」単位で行なわれました。

いまのように個々の地主名義では納税されなかったのです。前の①②③の方法を決めるだけでも、どんなに大変なことだったかが想像されるでしょう。

#### ◇またもや下水

すべてそうした話し合いがあった途端に問題になるのは(A)新しい道と私有地の境いにどのように下水を掘るのかという事です。ポンプがない時代ですからすべて「自然流下式」。地形に従って勾配をとらなければなりません。その意味であまり勝手な街づくりはできません。

(B)今までの下水溝の処分、そのままにすれば交通上の障害にもなり拡張の意味がなくなります。

(C)一番常識的なのが今までの下水溝を新道路の端に「平行移設」すること、実際にこのケースが最も多いのですが、道幅は広げられても下水の移設は、なかなか同時には行なわれなかつたようです(第2図の旧下水の位置)。

つまり三尺未満の細い下水が、変な場所にあつたとしますと、その線がかつての公道と私有地との境いだったことを示す線に相当するものでした。このように細かく見て行くほど、復

雑な条件が目につくようになります。

江戸の基本的な都市施設として、上水道はいつも「脚光」を浴びてきましたが、なぜか道路と下水については関心が薄いようです。これからはしばらくこの項をつづけます。 三芳 亘

#### — 郷土資料室からのお知らせ —

今回の「郷土室だより」で、昨年9月28日に行われた第64回「東京を語る会」の講演内容(私の見た昭和の日本橋・京橋の移り変り。パート2 川崎房五郎氏)をおとどけする予定でしたが、都合により次号(第77号)になりました。おわびいたします。

本号から「中央区の海岸線」にかわり「中央区の「みち」」をテーマに連載することになりました。どうぞご期待ください。

去る5月30日(土)の「東京を語る会」に今井金吾氏による「捕物帳始め 八丁堀界隈を中心に」には、多数の方々参加をいただき、ありがとうございました。会場が狭くて、参加者の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、これからもよろしく願っています。